

## 「年金ライフプランのすすめ」 令和4年度版 正誤および追補

### <正誤>

本書 25 頁「◆年金の繰上げ支給・繰下げ支給◆」に下記の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

| 誤   | 正   |
|---|---|
| <p>●年金の繰上げ支給</p> <p>※令和4年4月から、<u>令和37年</u>4月2日以後生まれの人を対象に、繰上げ支給の減額率が0.4%に引き下げられました。</p> | <p>●年金の繰上げ支給</p> <p>※令和4年4月から、<u>昭和37年</u>4月2日以後生まれの人を対象に、繰上げ支給の減額率が0.4%に引き下げられました。</p> |

### <追補>

#### ■雇用保険の基本手当の賃金日額等の変更(令和4年8月)

(39 頁) 表9 が次のように変わりました。

表9 ●基本手当の給付率 (～令和5年7月末)

| 賃金日額          | 2,657 円以上 | 5,030 円以上  | 11,120 円超  | 12,380 円超 |
|---------------|-----------|------------|------------|-----------|
|               | 5,030 円未満 | 11,120 円以下 | 12,380 円以下 |           |
| 60 歳未満        | 80%       | 80～50%     |            | 50%       |
| 60 歳以上 65 歳未満 |           | 80～45%     | 45%        |           |

(注)賃金日額・基本手当日額には上限があり、賃金日額は 45～59 歳 16,710 円、60～64 歳 15,950 円、基本手当日額は 45～59 歳 8,355 円、60～64 歳 7,177 円です。

#### ■雇用保険の高年齢雇用継続給付における支給限度額の変更(令和4年8月)

(39 頁) **高年齢雇用継続給付 (1)受けられる条件** の3～5行目が次のように変わりました。

…②60 歳時点または基本手当の基礎となった賃金に比べて、75%未満かつ 364,595 円 (～令和5年7月末) 未満の賃金で就労している人です。

(39 頁) **(2)給付の内容** の6～8行目が次のように変わりました。

…①または②で計算した額と賃金額との合計額が 364,595 円 (～令和5年7月末) を超えるときは、その超えた分が減額されます。